

介護保険課からの報告・ 連絡事項等について

<目次>

- 1 台風 21 号に伴う被害発生状況調査の結果について (P 1～4)
- 2 有料老人ホームにおいて事故が発生した場合の報告について (P 5～6)
- 3 香料及び農薬使用の自粛について (P 7～8)、(別添資料)
- 4 その他連絡事項(老人福祉法に基づく定期報告の徹底等について)【当日受付資料配付】

1 台風 21 号に伴う被害発生状況調査の結果について

(調査基準日 平成 30 年 9 月 5 日)

調査対象等

調査対象：市内介護保険事業所・施設・有料老人ホーム

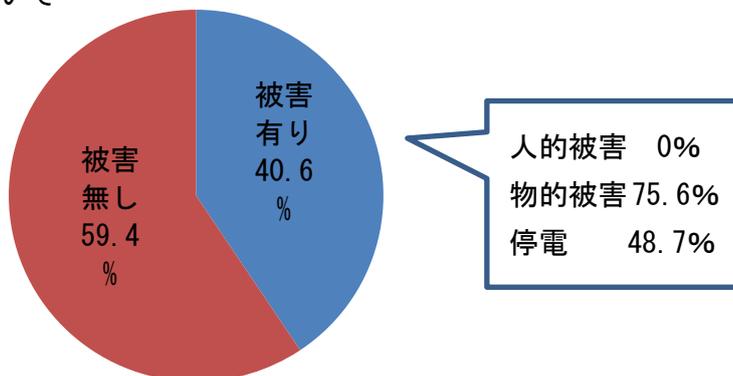
回収結果：全 393 事業所中 293 事業所が回答（回収率：74.6%）

サービス名	回答事業所数
通所介護	84
通所リハビリテーション	11
短期入所生活介護	10
短期入所療養介護	0
特定施設入居者生活介護	3
介護老人福祉施設	18
介護老人保健施設	15
介護療養型医療施設	5
地域密着型通所介護	39
認知症対応型通所介護	8
小規模多機能型居宅介護	17
複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)	1
認知症対応型共同生活介護	36
地域密着型特定施設入居者生活介護	2
地域密着型介護老人福祉施設	4
有料老人ホーム	40
計	293

※老人福祉施設や有料老人ホーム等に併設の事業所は含まない

① 台風 21 号における被害の有無について

	事業所数	割合
被害有り	119	40.6%
被害無し	174	59.4%
計	293	100.0%

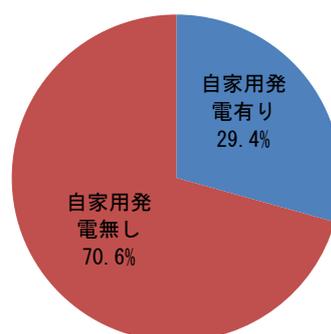


② 物的被害の種類について

建物	屋根、玄関前天井、窓ガラス、玄関門扉、雨樋 等
付属設備	室外機、テレビアンテナ、屋上街灯、看板、給湯器、照明 等
付属建物	物置、カーポート、自転車置き場、塀、フェンス 等
その他	車（ミラー）、樹木、ベンチ、藤棚 浸水 等

③ 自家用発電の有無について

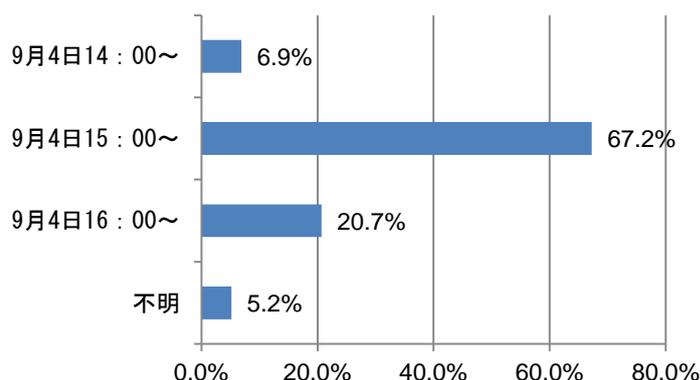
	事業所数	割合
自家用発電有り	86	29.4%
自家用発電無し	207	70.6%
計	293	100.0%



④ 停電時間について

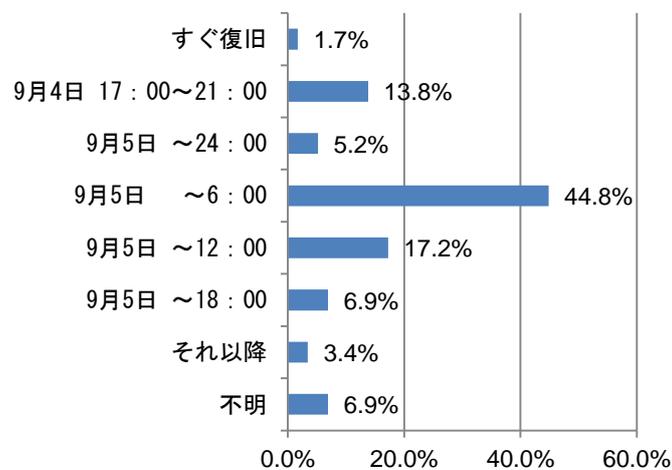
■ 停電開始時間

	事業所数	割合
9月4日 14:00～	4	6.9%
9月4日 15:00～	39	67.2%
9月4日 16:00～	12	20.7%
不明	3	5.2%
計	58	100.0%



■ 停電終了時間

	事業所数	割合
すぐ復旧	1	1.7%
9月4日 17:00～21:00	8	13.8%
9月5日 ～24:00	3	5.2%
9月5日 ～6:00	26	44.8%
9月5日 ～12:00	10	17.2%
9月5日 ～18:00	4	6.9%
それ以降	2	3.4%
不明	4	6.9%
計	58	100.0%



⑤ 停電の影響及び対応について

影響	対応
停電	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自家用発電の設置及び切り替え ・ 予備燃料の購入
エレベーターの停止	<ul style="list-style-type: none"> ・ 階段使用
ポンプが停止し断水（トイレの使用困難等）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 飲料水の購入 ・ 使い捨て食器を使用
空調の停止	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氷嚢を脇にはさみ冷却 ・ 窓を開けて対応 ・ うちわの使用
電話の停止	<ul style="list-style-type: none"> ・ 携帯電話の使用
医療機器の使用不可（吸器等）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害用発電機にて電源確保 ・ バッテリー搭載機を充電し使用
冷蔵庫の停止（食料が使用不可となる等）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食事の時間を早める ・ 災害用備蓄品を提供 ・ 冷蔵・冷凍食品の移動 ・ 食材の一部処分
照明の確保が困難（暗く情緒不安定になる利用者が発生等）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自家用発電機によるフロアの照明 ・ 電池式ランタンを使用し照明確保 ・ 懐中電灯等の購入 ・ 声掛け、見守りの強化
給湯ボイラーの不調	
電気錠の不調	

⑥ 今後事業所等に対応すべきと感じられた主な取り組みについて

設備の整備

- ・ 電気の確保

（無停電装置、自家用発電機、非常用電源、太陽光発電等の設置（増設、燃料タンクの購入含む）

→災害時に実際に使用できるよう、操作方法や燃料の確認を事前に行うことが大切

- ・ 非常用エレベーターの設置
- ・ 外部設備の安全確保（飛散被害の防御等）
- ・ 建物の老朽化対策
- ・ 貯水タンクの設置

備蓄品の整備

- ・ 備蓄品の確保

（非常食、飲料水、使い捨て食器
置き型ライト、懐中電灯
カイロ、うちわ 等

- ・ 備蓄品の数の定期的な確認
- ・ 備蓄品の使用方法等の確認

マニュアル等の整備

- ・ 災害時マニュアルの作成及び見直し（事業継続計画や避難計画等）

（台風、長時間の停電、断水等様々な災害を想定
人員配置、職員の動き
緊急連絡先の整備（利用者家族への連絡）
災害時の営業（事前の休業決定、送迎時間等）
職員の通勤等の安全確保
職員への周知徹底

その他

- ・ 情報の確保
（携帯電話、無線機等の情報通信ツールの確保）
- ・ 地域との連携

2 有料老人ホームにおいて事故が発生した場合の報告について（岐阜市介護保険施設等における事故・事件発生時の報告取扱い基準より）

○事故発生の際の対応

<ul style="list-style-type: none"> ・入居者の家族、身元引受人等の関係者に速やかに連絡を行うこと。 ・次の(1)～(8)の場合、<u>岐阜市へ報告を行うこととする</u>。報告様式は、報告対象に応じた「事故・事件等報告書」を用いる。 ⇒「事故・事件等報告書」の様式は、岐阜市ホームページ「事業所・施設における事故・事件報告の様式等について」(https://www.city.gifu.lg.jp/24480.htm)に掲載
--

○報告期限及び報告事項

報告対象	報告期限	報告事項
(1) サービス提供中の利用者の事故等 <ul style="list-style-type: none"> ・死亡 ・重症（入院期間が1月を超えると見込まれるもの等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・発生（発見）から24時間以内に第一報を報告 ・さらに、発生（発見）から1週間以内に第二報を報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・様式1-1による ・様式1-2による
<ul style="list-style-type: none"> ・上記以外 	<ul style="list-style-type: none"> ・発生（発見）から1週間以内に報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・様式1-3による
(2) 虐待（疑いを含む）	<ul style="list-style-type: none"> ・発生（発見）から24時間以内に第一報を報告 ・さらに、発生（発見）から1週間以内に第二報を報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・様式1-1による ・様式1-2による
(3) 火災 <ul style="list-style-type: none"> ・消防機関に出動を要請したものの 	<ul style="list-style-type: none"> ・発生から24時間以内に報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・様式2-1（総括表）による 【死亡及び重症者が発生した場合】 ・様式2-2（個票）による
(4) 入所者等の行方不明	<ul style="list-style-type: none"> ・発生（判明）から24時間以内に第一報を報告 ・発見時に最終報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・様式3による
(5) 法人役員・職員の法令違反・不祥事の発生	<ul style="list-style-type: none"> ・発生（判明）から24時間以内に第一報を報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・任意様式
(6) 食中毒・感染症（疥	<ul style="list-style-type: none"> ・下記に達した場合 	(介護保険課及び高齢福祉

<p>癬を除く。)</p>	<p>ア 同一の感染症若しくは食中毒又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間に2名以上発生した場合</p> <p>イ 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合</p> <p>ウ ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合</p>	<p>課への報告)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・様式4-1による ・様式4-2による ・様式5-1による ・様式5-2による <p>(地域保健課への報告)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染症に係る集団発生報告書による(岐阜市地域保健課ホームページ「感染症様式集」より)
<p>・疥癬</p>	<p>・発生(発見)から1週間以内に報告</p>	<p>(介護保険課及び高齢福祉課への報告)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・様式5-1による ・様式5-2による
<p>(7) 災害</p>	<p>・速やかに報告</p>	<p>・様式6による</p>
<p>(8) その他、報告が必要と認められる事故・事件の発生</p>	<p>・速やかに報告</p>	<p>・任意様式</p>

3 香料及び農薬使用の自粛について

○化学物質過敏症とは

- ・ある程度の量の化学物質にさらされるか、微量でも長期間繰り返しさらされることで発症
- ・いったん過敏症になると、その後極めて微量の化学物質に対しても、頭痛、めまい、気道や皮膚の症状等を発症。
- ・香水・整髪料・柔軟剤・洗剤・シャンプー・制汗剤などに含まれる香料は、アレルギー体質や化学物質過敏症の方など、人によっては、アレルギー症状や喘息、頭痛、めまいなどを誘発することがある

化学物質過敏症の、発症などのメカニズムについては未だ解明されていない部分があり、治療方法も確立されていません。そのため、原因がわからない体調不良や周囲の理解がないことで苦しんでおられる方がいらっしゃいます。

防虫剤類、殺虫剤、除草剤、洗剤、漂白剤、芳香剤、化粧品、塗料など、日常生活の中で身近に存在し、意識せずに接触しているものが多いようです。

皆さんの周りにも化学物質過敏症の方がいらっしゃるかもしれません。身の回りの何気ないものがその方の症状を悪化させることにつながるかもしれません。香料（香水・整髪料）などの使用について御配慮をお願いいたします。

・化学物質に関する取組

<http://www.city.gifu.lg.jp/12993.htm>

・化学物質過敏症について（施設・事業所向けポスターを掲載）

<http://www.city.gifu.lg.jp/25255.htm>

○化学物質過敏症に苦しんでいる方の声を紹介

介護福祉業務に携わっておられる皆さま

<香料自粛のお願い！>

日頃、私たち高齢弱者に寄り添いご支援下さいますことに感謝を申し上げます。

さて、近年の柔軟剤や合成洗剤の香りの増強に伴い、皆さまが衣服の洗濯の際に使っておられます香り成分で、難病や喘息、偏頭痛、アレルギー、癌、化学物質過敏症、香料過敏等の疾患を持つ利用者の中には、頭痛、吐き気、目眩、呼吸困難、胸痛、抑鬱等に見舞われ苦痛を覚えている者がおります。

香料に苦しむ者にとって、香りに曝されることは「突然、暴力に襲われる」ような感じで虐待に等しいのです。

どうか、ご理解下さいまして無香でのご支援をお願い致します。

1, 無香での対応を実現していただくために (d は、程度に応じて)

a、衣類の洗濯に、柔軟剤を使用しない。

b、香料添加の合成洗剤の使用を止めて、石けん洗剤に切り替える。

石けん洗剤は、「米ぬか石けん」「安心生活」「ホカホカせっけん」「衣類のせっけん」「そよ風」「アラウ洗濯用せっけん」等が多くの店舗で販売されている。

c、シャンプーと浴用石けんを無香の石けんに替える。

2, これまでの柔軟剤使用等で、衣類に染み付いた香り成分を消すために

d、洗濯機を3日間槽洗浄する(環境に優しい洗浄剤を使用))

e、衣服を、熱湯に1日つけて、香料成分を気散させる(戸外で!)

f、衣類を、石けん洗剤を入れた熱湯に1日つける(戸外で!)

g、衣類を2回～3回石けん洗剤で洗濯する

h、洗濯した衣類を2セットほどに分け、密閉した袋に入れて移り香を避ける

i、訪問は、朝一番に行う

j、訪問直前に更衣するなど、他の人の移り香がつかないように注意をする